

閣僚会議の例

資料5-2

1. 法律に基づくもの

	名称	目的	根拠	有識者等	構成員(出席者)
1	総合海洋政策本部	海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事、関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事及び海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事の実施を図る。	法律 H19. 4. 27 第33号		本部長 副本部長 本部員 内閣総理大臣 内閣官房長官, 海洋政策担当大臣 他のすべての国務大臣
2	安全保障会議	国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する。	法律 S61. 5. 27 第71号 最終改正 H18. 12. 22		議長 議員 内閣総理大臣 内閣法第9条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長

2. 閣議決定に基づくもの

	名称	目的	根拠	有識者等	構成員(出席者)
1	行政改革実行本部	政府として取り組んできた各般の行政改革の取組を踏まえ、行政改革を政府一体となって、総合的かつ強力に実行する。	閣議決定 H24. 1. 31		本部長 本部長代行 副本部長 本部員 内閣総理大臣 副総理 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣 他の全ての国務大臣
2	国家戦略会議	税財政の骨格や経済運営の基本方針等の国家の内外にわたる重要な政策を統括する司令塔並びに政策推進の原動力として、総理のリーダーシップの下、産官学の英知を結集し、重要基本方針の取りまとめ等を行うとともに、国の未来への新たな展望を提示するため、新時代の中長期的な国家ビジョンの構想を行う。	閣議決定 H23. 10. 21	○	議長 議長代理 構成員 内閣総理大臣 内閣官房長官、国家戦略担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 総務大臣、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣並びに内閣総理大臣が指名する者、関係機関の長及び有識者

3. 閣議口頭了解に基づくもの

	名称	目的	根拠	有識者等	構成員(出席者)
1	犯罪対策閣僚会議	「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進する。	閣議口頭了解 H15. 9. 2 最終改正 H20. 12. 26		全閣僚
2	月例経済報告等に関する関係閣僚会議	月例経済報告等の聴取等を行う。	閣議口頭了解 H 5. 8. 13 一部改正 H10. 12. 15 H11. 3. 12 H12. 12. 12 H12. 12. 26 H13. 5. 11 H15. 4. 11 H18. 4. 28 H18. 10. 13 H19. 10. 9 H21. 8. 25 H21. 11. 17 H22. 10. 15 H24. 2. 10	○	主宰者 構成員 出席者

4. 内閣総理大臣決裁、内閣官房長官決裁等に基づくもの

	名称	目的	根拠	有識者等	構成員(出席者)
1	電力需給に関する検討会合	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の影響による電力供給不足について、政府としての対応を総合的かつ強力で推進する。	内閣総理大臣決裁 H23. 3. 13 一部改正 H23. 4. 8 H23. 5. 16 H23. 10. 31 H24. 2. 10		座長 座長代行 構成員 内閣官房長官 経済産業大臣 内閣総理大臣、座長及び座長代行を除く全ての国務大臣
2	パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合	アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応して、インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導で機動的な判断を行う。	内閣官房長官決裁 H23. 10. 21		議長 構成員 事務局長 内閣官房長官及び国家戦略担当大臣 総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣 議長の指名する内閣官房副長官

5. その他（設置に関する規程のないもの）

	名 称	目 的	根拠 (第1回開催)	有識者等	構成員(出席者)
1	予算編成に関する閣僚委員会	来年度予算編成について議論する。	第1回開催 H21. 9. 29		内閣総理大臣、副総理、財務大臣、 内閣官房長官、 内閣府特命担当大臣（行政刷新）、 国家戦略担当大臣等
2	原子力発電所に関する四大臣会合	平成23年7月11日「我が国原子力発電所の安全性の確認について」（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）に基づき、定期検査で停止中の原子力発電所について運転の再開の可否を、内閣総理大臣、経済産業大臣、原子力事故再発防止担当大臣、内閣官房長官の四大臣で判断をするための会合。	第1回開催 H24. 4. 3		内閣総理大臣、経済産業大臣、原子力事故再発防止 担当大臣、内閣官房長官